

## 公益財団法人京都産業21 会員制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人京都産業21（以下「この法人」という。）の会員制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、この法人の活動に対する支援及び参加を通じて京都の産業の発展に寄与するため入会した個人及び団体（法人を含む。）とし、その種類は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、この法人の活動に対する支援及び参加を行い、情報誌の提供や財団が行う特定の事業への割引参加などの特典を受けるものとする。
- (2) K I I C（京都産業インキュベーションクラブ（Kyoto Industries Incubation Club））会員は、この法人の活動に対する支援及び参加を行うとともに、この法人の施設、情報等を利用して経営革新や新事業開発等の活動を行い、情報誌の提供やこの法人が行う特定の事業への割引参加などの特典を受けるものとする。

(入会)

第3条 会員になろうとするものは、入会申込書により理事長に申し込むものとする。

(会費)

第4条 会費は、次に定めるとおりとする。

区 分		口数	年 額	分割の場合の月額	
賛助会員	個 人	1口	5,000円	500円	
	団体(法人)	2口	10,000円	1,000円	
K I I C 会 員	グループ会員		4口	20,000円	1,800円
	スーパ－会員	小企業	6口	30,000円	2,800円
		中企業	14口	70,000円	6,000円
		大企業	28口	140,000円	12,000円

(注1) 小企業は、従業員20人（商業、サービス業は5人）以下の企業とする。

(注2) 中企業は、従業員300人（卸売業、サービス業は100人、小売業は50人）以下の企業とする。

(注3) 大企業は、小企業及び中企業以外の企業とする。

2 納入された会費は、返還しない。

(退会)

第5条 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 死亡したとき又は団体が解散したとき
- (3) 会費が納入されないとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、理事長が定める場合

(改正)

第6条 < 削除 >

(雑則)

第7条 この規定の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(財団法人京都産業21K I I C交流会会員規程等の廃止)

2 財団法人京都産業21K I I C交流会会員規程及び財団法人京都産業21K I I C交流会会費規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この改正後の会員制度規程は、平成31年3月7日から施行する。